

平成 2 9 年 度

事 業 計 画 書

— 期待に応える社会福祉協議会 —

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

# 平成29年度 基本方針

## 1 社会福祉協議会を取り巻く社会状況

核家族化の進展やプライバシー意識の過剰なまでの高まりなどにより、家庭の密室化、無縁化が進み、虐待、孤立、引きこもりなどの問題が生じています。

また、高齢化の進展に伴い、日常生活上において支援が必要な高齢者が急増し、現行の医療や介護保険制度では支えきれない状況に陥ってしまうことが懸念されています。

さらに、子どもの貧困が社会的な問題として認識されるようになり、その家庭に対する経済的な支援、子どもの学びや育ちに関する支援のほか、あらゆる生活課題の解決も求められています。

このように、福祉課題は多世代に渡って多様化・複雑化の一途を辿っており、既存の制度やサービスでは対応できないケースや単一のサービスだけでは支えきれないケースも増加しています。

## 2 社会福祉法人としての社会福祉協議会のあり方

元来、社会福祉協議会は、他の法人にない幅広い福祉関係者等の参画を得て、地域福祉の推進に向けて様々な社会福祉事業や公益活動に取り組んでまいりました。

しかし、社会福祉法人の制度改革に伴い、社会福祉法人の一員である本会にも、より高い公益性が求められるようになりました。

組織体制の強化や透明性の確保などに加え、社会福祉充実計画の策定によって保有財産の有効活用を図り、他の社会福祉法人と連携しつつ、一層の地域貢献を果たしてまいります。

## 3 平成29年度の事業計画及び予算編成

福祉課題が多様化・複雑化し、課題解決のために求められる福祉活動は拡大する一方、財政基盤となる介護保険収入や共同募金による配分金収入は逡減傾向にあり、収支のバランスを維持することが困難な状況にあります。

そうした状況の中で、地域福祉活動計画（第三次計画）に沿って中・長期的な展望を描きながら平成29年度の事業計画を策定すると共に、効果的・効率的な財源配分を念頭に置いた予算編成を行いました。

## 4 推進する主な事業について

年代、性別、障害の有無などに関わらず、だれでもが住み慣れた地域の中で安心した生活を送ることが出来るよう、次の主要事業を展開してまいります。

### (1) 支え合いのまちづくりへの取組み

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年が間近に迫っている中で、地域のボランティアやNPOなどによって要支援者を在宅で支える仕組みを創り出すことが急務となっています。

こうした仕組みづくりを進めるため、地域住民が喫緊の地域課題を他人事ではなく我が事(当事者)として捉えられるような意識の醸成に努めるべく、昨年度から2地区で取り組み始めた地域ふくし懇談会の開催地区をさらに増やし、より多くの地区で地域課題の洗い出しや解決に向けた検討などを行ってまいります。

また、空き家などを活用し、子どもから高齢者まで誰でも参加できる地域住民の集いの場づくりやボランティアの活動拠点づくりを進め、こうした取り組みの中から住民主体の新たな支え合いの仕組みが生まれるよう支援してまいります。

### (2) 深刻な生活課題への対応力強化

権利擁護や生活困窮に関する相談は、単に経済的な支援や金銭管理を行うだけでは解決できないケースが大半です。虐待、ギャンブル依存、精神障がい、家族間の不和・トラブルなど一朝一夕では解決できない深刻な問題を複合的に抱えているケースも少なくありません。

これらの解決には、多面的かつ横断的、重層的な支援が必要となるため、様々な機関・団体との連携が不可欠です。連携の輪を拡大していくと共に、地域の実情に精通する民生委員・児童委員との関わりをさらに深め、支援の幅を広げてまいります。

また、全ての職員がコミュニティソーシャルワーカーとしての意識を持ち、様々な生活課題に対応できるよう、資質向上のための環境整備(研修体制の整備等)に努めてまいります。

### (3) 放課後児童クラブ受入れに向けた検討及び基盤づくり

女性の社会参加や就労率の高まりと共に、保育園と同様、放課後児童クラブの利用者も増加傾向にあります。これまで、放課後児童クラブの運営を担ってきたNPO法人元気っ子クラブでは、こうした利用者増加への対応が困難な状況に陥りつつあることから、より安定した法人への業務移管を検討していると聞き及んでいます。業務委託元である草加市では、平成30年度から他法人への業務委託を検討する中で、その候補先の一つとして社会福祉法人である本会を挙げています。

本会においては、かねてから児童福祉や子育て分野の事業充実を切望していたため、放課後児童クラブの業務受け入れについて調査・研究・協議・検討を行い、平成30年4月1日からの業務受託に向けた基盤体制づくりを進めてまいります。

## 5 市民や関係団体と連携した事業推進

社会福祉法人制度改革においても、評議員の定数40名（上限）を堅持し、これまでどおり多種多様な福祉関係者、市民団体等の参画を得て、それぞれの声やご意見に耳を傾けながら本会の事業方針や重要事項の決定を行ってまいります。

引き続き、各関係者等と強固な連携関係を維持しながら、地域に根ざした各種事業に取り組んでまいります。

## 1. 社会福祉事業

事業名称	事業計画
法人運営事業	<p>社会福祉法人として、適正な運営体制の確保に努めるとともに、事業経費負担の精査、自主財源の確保・捻出など、効率性・合理性のある法人運営を図る。</p> <p>①本会事務局の運営管理の適正化            ②社協会費等自主財源の確保・捻出            ③社会福祉に関する功労者、団体等への表彰            ④町会・自治会の地域福祉活動事業に対する補助、各種福祉関係団体への運営費及び事業費の補助            ⑤コミュニティソーシャルワーカーの育成</p>
企画・広報・調査・研究・助成事業	<p>そうか社協だよりの発行、ホームページの更新等を行い、本会や関係機関等の事業活動の情報発信に努める。</p> <p>また、関係団体への助成を行い、事業活動の活性化を図り、地域福祉活動計画（第三次計画）による進捗管理を通じて、事業活動の推進に努める。</p> <p>①「そうか社協だより」の編集・発行            ②本会ホームページの運営管理と更新            ③地域福祉活動計画（第三次計画）に基づく事業進捗管理及び推進            ④民生委員・児童委員への調査活動費の助成            ⑤すこやかクラブ連合会への運営費及び事業費補助            ⑥障がい児・者団体等福祉施設への運営費及び事業費補助            ⑦子ども会育成者連絡協議会への運営費補助            ⑧各町会・自治会及び民生委員・児童委員協議会への共同募金配分金事業福祉活動費助成            ⑨福祉団体、福祉施設等への年末年始交流事業費の補助            ⑩町会・自治会へのテント、掲示板の寄贈</p>
小地域福祉ネットワーク活動事業	<p>地域における様々な生活課題に対応するために、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」とする。）等と協働し、地域に密着した福祉活動を展開する。また、高年者・障がい者等の地域福祉</p>

	<p>事業を行う。</p> <p>①地区社協事業への支援及び運営費、事業活動費の補助</p> <p>②ひとり暮らし高年者の交流等を図るためのふれあい会食事業への補助、推進</p> <p>③地区社協に対し、ひとり暮らし見守り活動事業への補助、推進</p> <p>④地区社協への地域支援事業費補助</p> <p>⑤地区社協役員等連絡会の開催</p> <p>⑥地区社協主催の敬老会の支援・助成</p> <p>⑦金婚式の開催</p> <p>⑧ふれあい・いきいきサロン事業</p> <p>ア ふれあい・いきいきサロンの活動推進・支援、運営費等補助</p> <p>イ ふれあい・いきいきサロン活動の担い手を対象とした研修の実施</p> <p>⑨地域における生活課題を解決するためにNPO法人などの任意団体の事業に対する助成金交付、地域支え合い事業活動の推進</p> <p>⑩ふれあい高年者運動会事業の補助</p> <p>⑪夏休み親子のつどいの開催</p> <p>⑫生活困窮者・要保護世帯等への歳末慰問金の交付</p> <p>⑬ひとり暮らし高年者世帯等への大掃除事業の実施</p> <p>⑭福祉講演会の開催</p> <p>⑮親業訓練講座の開催</p> <p>⑯行旅人への交通費支給・医療費補助</p>
ボランティアセンター事業	<p>本会ボランティアセンターとして、ボランティアの拡充を図るため、育成・支援及び各種講座や福祉教育体験学習などを実施し、ボランティア活動の推進を図る。</p> <p>①登録者と要請者の需給の調整及び個人ボランティアの拡充</p> <p>②ボランティア活動保険の加入促進</p> <p>③夏休みボランティア体験活動への支援及び指導</p> <p>④福祉教育ボランティア体験学習事業の推進</p> <p>⑤おしゃべりボランティア事業の実施</p> <p>ア おしゃべりボランティア支援員の育成と利用者宅への派遣</p> <p>イ 階層別（中級、上級、ステップアップ）講座の実施</p>

	<p>⑥ボランティアリーダー研修の実施（ボランティア草加連絡協議会と共催）</p> <p>⑦ボランティアリーダーのスキルアップ研修の実施</p> <p>⑧ボランティアの育成を図るため各種養成講座の開催</p> <p>⑨災害ボランティア研修（災害ボランティアセンター設置・運営訓練）の実施</p> <p>⑩視覚障がい者に対するプレクストーク操作研修の開催</p> <p>⑪福祉まつり in 草加実行委員会への助成</p> <p>⑫不要入れ歯リサイクル回収事業の実施</p> <p>⑬ボランティア草加連絡協議会への事業運営等の支援</p>
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	<p>障害者総合支援法に基づき、精神障がい児・者及び知的障がい児・者並びに身体障がい児・者に対し、居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスを実施する。</p>
ふ れ あ い 福 祉 相 談 所 事 業	<p>市民の悩みごとや心配ごとの相談に応じる「ふれあい福祉相談所」を週1日開所する。</p> <p>また、毎月第3金曜日に弁護士による法律相談を実施する。</p>
生 活 つ な ぎ 資 金 貸 付 事 業	<p>低所得世帯への生活のつなぎ資金として、緊急的又は一時的な生活費の貸付けを行う。</p>
手 話 通 訳 事 業	<p>聴覚障がい者等を対象に手話通訳者を派遣し、日常生活におけるコミュニケーションを円滑にし、聴覚障がい者等の社会参加の促進を図る。</p> <p>①手話通訳者の派遣</p> <p>②登録手話通訳者研修会の開催</p> <p>③手話通訳者派遣事業運営委員会及び手話通訳者認定審査会の開催</p> <p>④手話通訳体験講座の開催</p> <p>⑤草加市職員向け手話研修の開催</p> <p>⑥聴覚障がい者教養講座の開催</p> <p>⑦手話通訳者派遣事業懇談会の開催</p> <p>⑧派遣通信の発行</p>
点 字 ・ 声 の	<p>視覚障がい者を対象に、文書の点訳及び市社協だより、市広報、</p>

お知らせ事業	<p>市議会報などをテープまたはCDに録音して情報提供をする。</p> <p>①文書を点訳・音訳し、利用者へ送付</p> <p>②声の広報の発行、利用者へ送付</p>
講習会 開催事業	<p>手話奉仕員養成講座（入門・基礎）、手話通訳者養成講座及び点訳奉仕員養成講座（初級・中級）を開催し、障がい者福祉の推進を図る。</p>
指定訪問 介護事業	<p>介護保険法に基づいた要介護（要支援）認定者並びに介護保険外サービスの必要な利用者に対し、訪問介護サービスを実施する。</p> <p>市民が自宅で、安心・安全な介護ができるよう、介護食技術などの研修等を実施する。</p> <p>①介護保険法で規定された訪問介護サービスの提供</p> <p>②介護保険法等以外の訪問介護サービスの提供</p> <p>③指定訪問介護事業者としての介護サービス情報を公表する。</p> <p>④市民向けに介護食調理実習、介護技術等の研修を開催する。</p>
福祉サービス 利用援助 事業	<p>認知症の方や知的・精神障がい等により、判断能力が低下し、ひとりで生活をしていくには不安がある方に、福祉サービス利用援助・日常的金銭管理・書類等預かりサービスを実施する。</p>
交通遺児 基金運 営事業	<p>交通遺児基金を活用し、交通遺児へ援護給付金を交付する。</p>
ふれあい 福祉基金 運 営事業	<p>地域福祉活動及びボランティア活動のための事業を推進するための資金として、基金を積立て、運用を図る。</p>
成年後見 事業	<p>そうか成年後見サポートセンターとして、日常の判断に不安を抱える高年者・障がい者やその親族等に対し、成年後見制度の利用相談や法人後見受任等の便宜を図り、生活困窮者の支援等を通じて、対象者の権利擁護に努める。</p> <p>また、市民後見人が安心して受任できる体制の整備に努める。</p> <p>①センターの適正な運営と事業実施及び法人後見受任に当たっての審査のため、成年後見事業運営委員会を開催</p>

	<p>②法人後見支援員を活用した後見活動の推進、実施</p> <p>③市民後見人フォローアップ研修の実施</p> <p>④成年後見講習会の開催</p> <p>⑤生活困窮者自立相談支援事業の実施</p> <p>⑥埼玉県社会福祉協議会から業務委託を受けて、生活福祉資金（教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金等）の貸付けを行う。</p> <p>⑦彩の国あんしんセーフティネット事業の参画</p>
<p>生活支援 体制整備 事業</p>	<p>介護保険法の改正における生活支援コーディネーター（第1層）を配置し、訪問型サービス及び通所型サービスを担うボランティアの確保・育成やサロンの設置を進めるとともに、関係団体との協議や連携の中で地域包括ケアシステムの構築に寄与する地域づくりを推進する。</p> <p>その一環として、空き家を活用し、地域住民の集いの場づくりを推進する。また、「地域ふくし懇談会」や「ふれあい・支え合いフォーラム」の開催などを通じ、福祉意識の醸成を行う。</p> <p>①協議体の運営及び開催</p> <p>②地域ふくし懇談会の開催</p> <p>③ふれあい・支え合いフォーラムの開催</p> <p>④空き家を活用したミニデイサービス等の展開</p>

## 2. 公益事業

事業名称	事業計画
<p>地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 事 業</p>	<p>地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括に支援する。</p> <p>(1) 包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防ケアマネジメントに関すること</li> <li>②総合相談支援事業に関すること</li> <li>③権利擁護事業に関すること</li> <li>④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に関すること</li> <li>⑤認知症総合支援事業に関すること</li> <li>⑥その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 在宅医療・介護連携の推進</li> <li>イ 生活支援サービスの体制整備</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 介護予防事業 介護予防普及啓発事業（転倒予防教室）の実施など</p> <p>(3) 指定介護予防ケアマネジメント事業</p>
<p>指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業</p>	<p>介護保険法に基づいた要介護（要支援）認定者に指定居宅介護支援サービスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①居宅介護（予防）計画の作成</li> <li>②要介護認定調査の実施</li> <li>③指定居宅介護支援事業者としての介護サービス情報を公表する。</li> </ul>